

第116回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和2年10月19日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和2年10月19日(月)午後1時51分
- 3 閉会の日時 令和2年10月19日(月)午後2時55分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 勤労者福祉センター4階会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席 15名 欠席 2名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	10	久山 優	欠席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	13	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	欠席	14	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	16	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	17	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 井上 満千夫	参事監 真田 明彦
総務・農政担当課長 菱川 真輔	農地担当課長 佐藤 孝司
担当課長補佐 竹田 了久	農地担当係長 奥山 英明
副主査 佐藤 智保子	

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について

- 別紙 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有者の移転)
 別紙 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
 別紙 (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の移転)
 別紙 (8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)
 別紙 (9) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定・期間借地)
 別紙 (10) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の転貸・期間借地)
 (11) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について

- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

1番：秋山 幸江 17番：和田 修一郎

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会

第116回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。1番 秋山 幸江 委員、

17番 和田 修一郎 委員 をお願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請に
ついての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いし
ます。

奥山係長 1ページ1番、受人は大窪に居住し、世帯で約15アールの農地を耕作する
農業者ですが、増反により大窪の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

2番、受人は一宮に居住し、約2.1ヘクタールの農地を耕作する農業者で
すが、増反により一宮の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をす
べて満たしていると考えます。

3番、受人は横井上に居住し、世帯で約6.2アールの農地を耕作する農業者
ですが、経営移譲により栢谷の田に50年間の使用貸借権を設定しようとする
ものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をす

べて満たしていると考えます。

4番、5番は受人が同一で同時申請ですので、併せて説明します。受人は富原に居住し、世帯で約56アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により富原の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は日応寺に居住し、約23アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により富原の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は菅野に居住し、世帯で約63アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により菅野の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2ページ8番、受人は大井に居住し、約13アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により大井の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないと考えます。下限面積については、取得後30アールに達しませんが、申請地はその位置・面積・形状等からみて、これに隣接する受人所有の農地と一体として利用しなければ利用が困難と認められることから、農地法施行令第2条第3項第3号に該当し例外許可が可能と考えます。以上により許

可要件をすべて満たしていると判断されます。

9番、受人は小山に居住し、世帯で約24アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により小山の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は新庄下に居住し、世帯で約37アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により新庄下の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は川入に居住し、世帯で約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により川入の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は倉敷市日畑に居住し、約59アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により納所の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は足守に居住し、世帯で約3.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は新庄下に居住し、世帯で約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により新庄下の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は東山内に居住し、約59アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により東山内の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は東山内に居住し、世帯で約38アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により東山内の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、8番から16番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 17番、受人は御津宇垣に居住し、世帯で約46アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津宇垣の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は御津鹿瀬に居住し、世帯で約30アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津鹿瀬の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は御津河内に居住し、世帯で約46アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津河内の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3 ページ 20 番、受人は建部町小倉に居住し、世帯で約 1.4 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町小倉の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

21 番、受人は建部町土師方に居住し、約 94 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町吉田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、17 番から 21 番までの 5 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 22 番、受人は浦安本町に居住し、世帯で約 80 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により山田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 50 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23 番、受人は宮浦に居住し、世帯で約 1.4 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により宮浦の畑を所有権移転しようとするものです。

申請地は平成 15 年に譲渡人の自己住宅を目的として転用許可を受け登記は所有権移転しましたが、転用はせず管理を任されていた譲受人が 10 年以上果樹園として利用してきた農地です。転用計画がなくなり、もとの所有者である受人に所有権を戻し農地利用するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 20 アールを超えていることから、許可要件を

すべて満たしていると考えます。

24番、25番は受人が同一であり同時申請ですので、併せて説明します。受人は平成2年に設立され、北区平田に本店を置き、約71ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

株主要件など、適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、受人は浦安本町に居住し、世帯で約56アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により浦安南町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

27番、前回保留の案件です。受人が地域との関係に問題があるため保留になっていました。受人は西高崎に居住し、世帯で約1.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により川張の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術に問題がないこと、地域との関係についても状況が改善されたこと、また、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

28番、受人は迫川に居住し、世帯で約11.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により迫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で22番から28番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（１）については、中・中央地区１番から南区
２８番までの２８件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（２）農地法第
４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地
区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ４ページ１番、永久転用目的の一時転用申請で転用目的は貸露天駐車場です。
転用期間は許可日から３年間です。申請人は申請地の北側隣接地で貸露天駐車
場を運営していますが、今般、新たな法人に一括して貸し出すことになったた
め、現在の利用者及び申請者の親族が利用する貸露天駐車場として申請地を一
時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転
用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上
も問題ないと考えます。

２番、転用目的は農地改良のための一時転用です。申請人は、建部町土師方
に居住する農業者ですが、申請地を農地改良して、イチゴ及びブルーベリーの
栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は、令和２年１１月１日から
令和２年１１月３０日までの１か月間です。

農地区分は、農用地及び２種農地ですが、農地改良のための一時転用であり
農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可
能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さ
んの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、１番、２番の２件について協議したところ、事務局
説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見
です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ３番、令和２年５月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請
人は倉敷市福田町の借家に家族４人で居住し、大井にある所有及び家族の農地

を耕作していますが、通作が不便なため、耕作地近隣の自己所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、3番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4番、前回、保留とした案件です。転用目的は営農型太陽光発電設備の設置です。地区協議会で協議した結果、取下げ予定の「保留意見」となっています。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、4番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(2)については、御津・建部地区4番を保留、その他3件は許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ1番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請地は、現在、申請人が経営する自動車修理工場の車輛の保管のため露天駐車場10台分として一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き使用するため、申請地に賃借権を設定し永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は今保の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く農業を手伝うのに都合の良い、祖母が所有する申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖母が所有する土地で代替地がなく例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的を仮設現場事務所及び露天駐車場とした一時転用申請です。転用期間は許可日から15カ月間です。申請人は昭和4年に設立され、大阪府に本店を置き、建築工事の請負及び施工を主な事業とし、全国に182支店を展開しています。申請人は現在、申請地から約200メートルの位置に所在する保育園の建替え工事を請け負っており、当該工事に伴う仮設現場事務所及び露天駐車場が必要となったため、申請地に賃貸借権を設定し、仮設現場事務所及び露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請地は、申請人が運営する保育園の通園児童の保護者が利用する露天駐車場20台分として一時転用許可を受け利用されています。今後も引き続き使用するため、申請地に賃借権を設定し永久転用申請するものです。

農地区分は、インターチェンジ入口から半径300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、6番は隣接地における同一の転用事業ですので併せて説明します。転用目的は郵便局です。申請人は平成19年に設立され、東京都千代田区に本店を置き、郵便業を主な事業とし、全国に郵便局を展開しています。現在、申請人は、申請地から約550メートルの土地において郵便局を運営していますが、当該地は土砂災害警戒区域に指定されており、顧客および従業員の安全確保のため郵便局を移転する必要があるため、土砂災害警戒区域外で現行の郵便局に近く顧客の利便性を損なわない申請地に賃借権を設定し、郵便局を建築しよう

とするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、8番は同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。いずれも、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

7番、申請人は北長瀬本町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居に近く生活環境が大きく変わらず、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は中仙道二丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居に近く生活環境が大きく変わらず、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は一宮の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居に近く生活環境が大きく変わらず、また、実家にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は芳賀の公営住宅に家族5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から10番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ11番、令和2年2月締めで農振除外の申出があり、除外相当で協議済みの案件です。転用目的は保育所です。申請人は申請地周辺で三つの保育所を運営する社会福祉法人ですが、当該地域はいまだ待機児童が多いことから、相互の園の連携が図れる申請地に定員60名の保育所を建設しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、社会福祉施設は土地収用法該当事業にあたり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、令和2年2月締めで農振除外の申出があり、除外相当で協議済みの案件です。転用目的は自己住宅です。申請人は今四丁目の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家近隣で、農業を手伝うのにも都合の良い、申請人妻の両親所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、妻の両親の所有地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6ページ13番、転用目的は自己住宅です。申請人は三手の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居近隣で生活環境の変わらない申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は貸露天資材置場です。申請人は平野で建設業を営む法人の代表者ですが、当該法人の工事用車両や資材が増加し既存の施設が手狭となったため、事務所から近い申請地を代表者が取得し、露天資材置場に転用し法人へ貸

し付けるものです。法人では資金不足のため代表者個人が取得するとのことです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、11番から14番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 15番、16番は同時申請で関連がありますので、併せて説明します。令和2年2月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件です。転用目的は農家住宅です。申請人は、御津鹿瀬の実家に両親及び弟夫婦と共に家族5人で居住していますが、結婚を機に実家や耕作地に近い申請地を所有権移転し、農家住宅を建築しようとするものです。なお、15番の申請地は申請人の祖父が所有しており、16番の申請地はその隣接地になります。また、現住居には両親及び弟夫婦が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖父の所有地及びその隣接地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は長屋住宅です。申請人は、苫田郡鏡野町で不動産業を営んでいますが、国道53号や小中学校に近く環境が良く入居者を見込める申請地を所有権移転し、長屋住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、水管・下水道管理設の沿道で半径500m以内に小学校及び中学校が存在する3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は、東区瀬戸町の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く、農業を手伝うのにも便利の良い父所有

の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能で、また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、15番から18番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からをお願いします。

佐藤副主査 19番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は倉敷市鳥羽の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く農業の手伝いをするのに便利な父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番から23番までは、同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

20番、申請人は北区中仙道二丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は泉田四丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫婦の勤務先に近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は北区今保の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居と妻の実家に近く子育ての協力を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は南区西市の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、勤務先に近く、妻の勤務先にも近くなり通勤

に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも福田地域センターから半径500メートル内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、令和2年2月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件で、転用目的は農家住宅です。申請人は西古松西町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、将来兄の農地も引き継ぐため、農地に近く耕作に便利な兄所有の申請地を所有権移転し、農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、兄の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番から27番は、同じ地域に関連がありますので、併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

25番、申請人は平野の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦の実家の中間でお互いに協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

26番、申請人は当新田の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、勤務先に近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

27番、申請人は玉野市八浜町の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦の勤務先に近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、転用目的はゴミステーションです。申請人は平成17年に認可を受けた地縁団体で、現ゴミステーションが小さく、道路のすぐそばで周囲にスペースも無く安全の確保も難しいことから、現ゴミステーションに隣接し必要面積が確保できる申請地を所有権移転し、ゴミステーションを設置しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小林委員 南区協議会で、19番から28番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区28番までの28件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（4）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からをお願いします。

佐藤副主査 当初計画者は、平成31年3月12日に農地法第5条所有権移転により自己住宅建築の許可を受けましたが、妻が体調を崩し療養が必要となったため、自己住宅の建築を取止めました。承継者は、北区今保の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居から近く便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小林委員 南区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（４）については、南区１番の１件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に別紙議案の、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（５）所有権の移転、申請等（６）利用権の設定、申請等（７）利用権の移転、申請等（８）利用権の設定及び転貸、申請等（９）利用権の設定・期間借地、申請等（１０）利用権の転貸・期間借地を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 本年８月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。

まず、（５）所有権の移転は、１ページ南区１番、２番の２件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への移転です。次に、（６）利用権の設定は、２ページ中・中央地区１番から２７ページ南区１４８番まで、（７）利用権の移転は、２８ページ南区１番から２９ページ南区１２番まで、（８）利用権の設定及び転貸は、３０ページ中・中央地区１番から５２ページ南区２２番まで、（９）利用権の設定・期間借地は、５３ページ南区１番、（１０）利用権の転貸・期間借地は、５４ページ南区１番です。

（６）から（８）までの件数等は、別紙の集計表をご覧ください。岡山市全体の集計、第一農業委員会の集計、各地区ごとの集計となっています。第一農業委員会の集計は、２ページに記載がありますが、件数は全体で３３１件、その内、新規１５７件、更新１７４件で、利用権の設定にかかわる面積の合計が１，０４８，９２２．７１㎡、利用権の移転にかかわる面積の合計が１４８，５６０．００㎡、利用権の転貸にかかわる面積の合計が２７１，２８８．２３㎡となっています。

なお、別紙議案申請等（８）利用権の設定及び転貸については、農地中間管理機構が貸し付け希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画となります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（５）から（１０）までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に申請等（１１）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 ９ページ中・中央地区１番から１４ページ南区２１番までの２１件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、いずれも相続による所有権の取得です。あつせん希望は、いずれもありません。各地区協議会の協議では、全件受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（１１）の２１件については、全件受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に、報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１５ページ１番から４番までの４件です。転用目的は、共同住宅２件、宅地造成１件、敷地拡張１件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１６ページ１番から１７ページ１３番までの１３件です。転用目的は、敷地拡張１件、露天駐車場１件、分譲住宅等５件、自己住宅４件、共同住宅１件、住宅用地１件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１８ページ１番から２０ページ１９番までの１９件で、解約理由は、いずれも耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に、報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２１ページ１番から４番までの４件で、内容は、進入路１件、農作業場１件、農業用倉庫２件です。

最後に、報告（５）農地改良届については、２２ページ１番から５番までの

5 件で、内容は、普通野菜畑 5 件です。

議 長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 以上で第 1 号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、
第 2 号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (第 2 号議案について説明)

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他にありま
すか。

事務局 次回総会予定 (11 月 18 日 (水) 岡山市役所 7 階大会議室)

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとう
ございました。

閉会 午後 2 時 55 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員